

# 熊本県公報

第 1 1 2 5 4 号  
平成 17 年 4 月 25 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 1
  - 道路の区域変更……………(道路総務課) 1
  - 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
  - " "……………( " ) 2
- 公 告**
- 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験……………(葉務課) 2

## 告 示

### 熊本県告示第532号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨鏡町長から届出があった。

平成17年4月25日

熊本県知事 潮谷義子

あらたに生じた土地	編入する字
鏡町大字北新地字三番割594の5に隣接する道路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 2,056.70平方メートル	鏡町大字北新地字三番割

### 熊本県告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年4月25日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年4月25日

熊本県知事 潮谷義子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池郡大津町大字矢護川 3698番地先から 同所同字 3638番地先まで	前	5.4 ～ 14.4	52.0	仮設道 廃止
			後	5.2 ～ 6.6	52.0	
"	"	菊池郡大津町大字矢護川 3705番1地先から 同所同字 3617番地先まで	前	5.2 ～ 21.2	51.0	"
			後	5.0 ～ 5.3	51.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 4 月 25 日

**熊本県告示第 534 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
やさしい手水前寺公園 熊本市水前寺公園 12 番 36 号	株式会社やさしい手熊本	平成 17 年 4 月 13 日

**熊本県告示第 535 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
月のうさぎ 八代市古閑中町 877 番地の 7	有限会社月のうさぎ	平成 17 年 4 月 14 日

**公 告**

**熊本県公告第 342 号**

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 17 年 4 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 平成 17 年 8 月 2 日（火）午前 10 時 30 分から午後 12 時 40 分まで
  - (2) 場所 熊本県立熊本農業高等学校 熊本市元三町五丁目 1 番 1 号
- 2 試験の種類
 

試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち 1 種類を選択するものとする。

  - (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
  - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
  - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）
- 3 受験資格
 

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

  - (1) 年齢 18 歳に満たない者
  - (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者
- 4 試験の方法及び範囲
  - (1) 試験の方法
 

試験は、試験の種類ごとに筆記試験及び実地試験を筆記により行う。
  - (2) 試験の範囲
 

次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一 般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法	
農 業 用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	

	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質並びに貯蔵 その他取扱方法	
特 定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及 び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱 方法	

(注) 省令とは、「毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）」の略。

#### 5 受験手続等

##### (1) 受験願書の請求

受験願書は、熊本県健康福祉部業務課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。なお、郵便により受験願書を請求する場合は、120円分の郵便切手を同封のうえ請求すること。

##### (2) 受験願書受付期間

平成17年6月1日（水）から平成17年6月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年6月1日から平成17年6月10日までの間の消印があるものを有効とする。

##### (3) 受験願書提出先

原則として、居住地を管轄する地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課）とし、熊本市及び県外居住者にあつては、熊本県健康福祉部業務課とする。

##### (4) 受験手続

受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。

ア 受験願書に、本籍（都道府県名のみ）、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入すること。

イ 受験願書に、写真1葉を貼付すること。この写真は、提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記すること。

ウ 受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

#### 6 受験票

受験票は、受験願書受付後、受験者へ送付する。

#### 7 合格発表等

##### (1) 合格発表

平成17年8月18日（木）午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に合格者一覧表を掲示する。また、合格者には、本人あて合格通知書を郵送するので電話による合否の問い合わせには、一切応じないものとする。

##### (2) 合格証の交付

平成17年8月18日（木）から平成17年8月31日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間に、受験願書を提出した機関において交付するものとする。

#### 8 問い合わせ先

熊本県健康福祉部業務課

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111（内線7165）

※ 本年度から、九州各県では、北ブロック（福岡・佐賀・長崎・熊本）と南ブロック（大分・宮崎・鹿児島・沖縄）ごとに、試験問題を統一して試験を実施することとしております。

